

金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例のご案内



金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理について、基本理念を定め、並びに市、事業者、土地所有者等及び市民の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理のための基本となる事項等を定めることにより、市民の安全で安心な生活環境を確保し、かつ、自然環境、景観、生活環境等と調和した再生可能エネルギーの利用を推進するため、条例を制定しました。(令和5年4月1日施行)

1. 条例の対象

(1) 対象となる再生可能エネルギー源 (条例第2条)

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等*を用いた再生可能エネルギー発電設備が対象となります。

*再エネ特措法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源

(2) 対象となる規模 (規則第3条)

- ① 太陽光：出力が20キロワット以上の設備(建築物に設置する設備を除く)
- ② 風力：出力が20キロワット以上の設備、支持部である支柱の高さが15メートル超の設備
- ③ 水力：出力が100キロワット超の設備
- ④ 地熱、バイオマス等：規模に関わらず全ての設備

他法令・条例等の手続きが必要となる場合がありますので、ご注意ください。

2. 条例で規定する区域の区分

(1) 禁止区域 (条例第9条)

禁止区域とは、原則として再生可能エネルギー発電設備を設置できない区域をいいます。

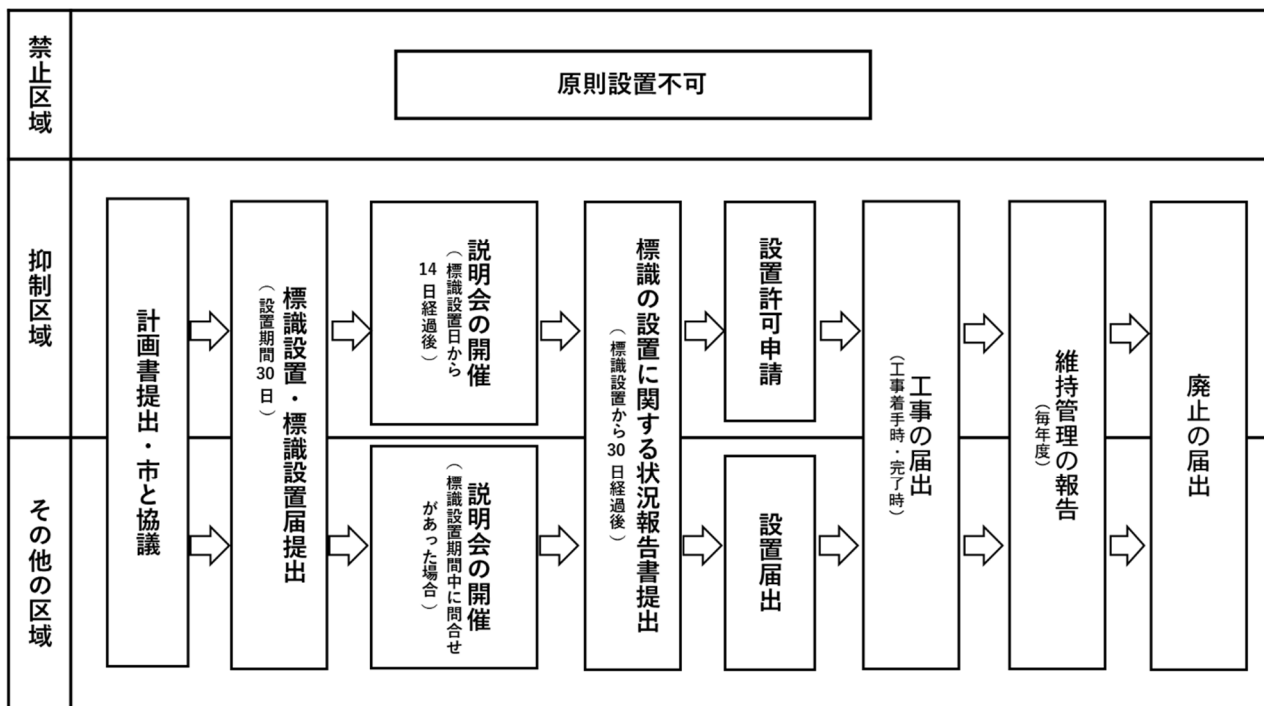
(2) 抑制区域 (条例第10条、規則第4条)

抑制区域とは、再生可能エネルギー発電設備を設置する際に市長の許可が必要となる区域をいいます。

(3) その他の区域 (条例第17条)

その他の区域とは、再生可能エネルギー発電設備を設置する際に市長に届出を行う必要がある区域をいい、禁止区域及び抑制区域を除く本市の区域が該当します。

3. 手続きの流れ



4. 市との事前協議 (条例第11条)

事業者は、再エネ特措法第9条第1項の認定申請を行う場合は認定申請の前、認定申請を行わない場合は設置許可申請・設置届出の前に再生可能エネルギー発電事業に関する計画を作成し、あらかじめ市長に提出するとともに、当該事業計画について、市長と協議しなければなりません。

*変更の許可申請・変更の届出をしようとする場合も事前協議等の手続きが必要です。

5. 標識の設置等 (条例第12条)

事業者は、事前協議が終了した日後30日間は、事業区域に標識(お知らせ看板)を設置し、市長に標識設置届を提出しなければなりません。

6. 近隣関係者への周知等（条例第 12、13 条）

(1) 近隣関係者への周知【抑制区域の場合】

事業者は、標識を設置した日から 14 日を経過した日以後に、近隣関係者に対して当該事業計画に関する説明会を開催しなければなりません。

(2) 近隣関係者への周知【その他の区域の場合】

事業者は、標識の設置期間中に近隣関係者から当該事業計画に関する問合せがあったときは、説明会の開催等の必要な措置を講じなければなりません。

(3) 意見の申出

近隣関係者は、説明会の開催等を行った事業者に対し、当該事業計画について意見を申し出ることができ、この場合において、事業者は、当該意見を申し出た近隣関係者と協議を行うものとします。

(4) 協議の調整

事業者及び近隣関係者は、繰り返し協議を行ったにもかかわらず、合意に至らない場合は、当該協議の調整を市長に要請することができます。

(5) 状況報告書の提出

事業者は、標識の設置後 30 日を経過したときは、近隣関係者への周知の結果に係る報告書を市長に提出し、事業計画について市長と協議しなければなりません。

8. 設置届出

(1) 設置の届出（条例第 17 条）

その他の区域に再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする事業者は、あらかじめ市長に届け出なければなりません。

(2) 変更の届出（条例第 18 条）

設置届出をした事業者は、事業を変更しようとする場合は、あらかじめ、市長に届け出なければなりません。

10. 適正な維持管理等

(1) 適正な維持管理（条例第 20 条）

事業者は、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域を安全かつ良好な状態で維持するよう管理しなければなりません。

(2) 毎年度の維持管理報告（条例第 21 条）

事業者は、毎年度、維持管理の状況等について市長に報告しなければなりません。

12. 禁止区域一覧

- 砂防指定地
- 保安林
- 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域

13. 抑制区域一覧

- 石川県自然環境保全地域
- 金沢市自然環境保全区域
- 景観地区
- 伝統環境保存区域
- 近代的都市景観創出区域
- 伝統環境調和区域
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 風致地区
- 宅地造成等工事規制区域
- 周知の埋蔵文化財包蔵地
- 伝統的建造物群保存地区
- 国指定史跡名勝天然記念物
- 国登録史跡名勝天然記念物
- 石川県指定史跡名勝天然記念物
- 金沢市指定史跡名勝天然記念物
- 金沢市登録史跡名勝天然記念物
- 金沢市認定史跡名勝天然記念物

7. 設置許可

(1) 設置の許可（条例第 10 条）

抑制区域に再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする事業者は、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。

(2) 許可の基準（条例第 14 条）

抑制区域における設置許可の基準については、下記のとおりです。

- ① 事業区域に禁止区域を含まないこと
- ② 再生可能エネルギー発電設備が関係法令に適合していること
- ③ 近隣関係者への周知等を適切に行っていること
- ④ 自然環境、景観、生活環境等について規則で定める基準に適合していること

(3) 変更の許可（条例第 15 条）

設置許可を受けた事業者は、事業を変更しようとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければなりません。

9. 工事の届出（条例第 19 条）

設置許可を受けた・設置届出を行った事業者は、再生可能エネルギー発電設備の工事に着手したとき及び工事を完了したときは、その旨を市長に届け出なければなりません。

11. 経過措置（附則第 2 条）

この条例の施行日の前に、再エネ特措法第 9 条第 4 項の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備又は設置工事に着手した再生可能エネルギー発電設備については、条例第 9 条から第 14 条まで及び第 17 条の規定（区域の区分、設置許可、設置届出等の規定）は、適用しません。

問い合わせ先

金沢市 ゼロカーボンシティ推進課

〒920-8577 金沢市柿木畠 1 番 1 号 TEL 076-220-2507 FAX 076-260-7193 E-mail zerocarbon@city.kanazawa.lg.jp